

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第68期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 西部電気工業株式会社

【英訳名】 Seibu Electric Industry Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮川 一 巳

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号

【電話番号】 092(418)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 岩下 哲 士

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号

【電話番号】 092(418)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 岩下 哲 士

【縦覧に供する場所】 西部電気工業株式会社 本社
(福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号)
西部電気工業株式会社 熊本支社
(熊本市北区徳王一丁目6番8号)
西部電気工業株式会社 東京支社
(東京都中央区日本橋人形町一丁目8番4号)
西部電気工業株式会社 大阪支店
(大阪市北区梅田一丁目1番3 - 3000号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 会計期間 | 第67期 第1四半期 連結累計期間 | | 第68期 第1四半期 連結累計期間 | | 第67期 | |
|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------|-------------------------|
| | 自 至 | 平成23年4月1日 平成23年6月30日 | 自 至 | 平成24年4月1日 平成24年6月30日 | 自 至 | 平成23年4月1日 平成24年3月31日 |
| 完成工事高 (百万円) | | 9,757 | | 11,239 | | 50,151 |
| 経常利益又は経常損失 () (百万円) | | 228 | | 334 | | 1,143 |
| 四半期(当期)純利益 又は四半期純損失 () (百万円) | | 172 | | 141 | | 400 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | | 170 | | 4 | | 580 |
| 純資産額 (百万円) | | 24,397 | | 24,807 | | 25,036 |
| 総資産額 (百万円) | | 42,661 | | 41,620 | | 43,008 |
| 1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は 四半期純損失金額 () (円) | | 7.80 | | 6.40 | | 18.07 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円) | | | | | | |
| 自己資本比率 (%) | | 53.5 | | 55.6 | | 54.4 |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 完成工事高には、消費税等は含まれていない。

3 第67期及び第68期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4 第67期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

なお、重要事象等は存在していない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間の経営成績については、受注高は、情報通信工事業及びその他事業（太陽光発電工事等）の増加により127億2千3百万円（前年同期比112.6%）となり、完成工事高は、情報通信工事業の増加により112億3千9百万円（前年同期比115.2%）となった。

また、損益については、完成工事高の増加や原価率の改善により、営業利益2億3千万円（前年同期は3億1千5百万円の営業損失）、経常利益3億3千4百万円（前年同期は2億2千8百万円の経常損失）、四半期純利益1億4千1百万円（前年同期は1億7千2百万円の四半期純損失）となった。

セグメントの業績を示すと、次のとおりである。

（情報通信工事業）

光アクセス工事や移動体通信工事等の受注が増加したことにより、受注高は87億6千7百万円（前年同期比109.7%）となった。完成工事高は85億3千4百万円（前年同期比118.3%）となった。

（ソリューション事業）

C A T V等基盤系工事や地デジ化対応工事等の受注が減少したことにより、受注高は10億8千7百万円（前年同期比94.2%）となった。完成工事高は、ソフトウェア開発が増加したものの、情報通信基盤関連工事等の減少により、9億2千万円（前年同期比96.5%）となった。

（その他）

太陽光発電工事や電線類地中化工事等が増加したことにより、受注高は28億6千8百万円（前年同期比133.2%）となった。完成工事高は、前期からの繰越工事の増加等により、17億8千4百万円（前年同期比112.5%）となった。

(2)財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、有価証券が25億円増加、未成工事支出金が9億2千5百万円増加した一方で、受取手形・完成工事未収入金等が46億1千5百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ13億8千8百万円減少し、416億2千万円となった。

負債は、工事未払金等が6億9千1百万円減少、賞与引当金が3億1百万円減少、長期借入金が2億4千7百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ11億5千9百万円減少し、168億1千2百万円となった。

純資産は、四半期純利益を1億4千1百万円計上したが、配当金の支払い2億2千1百万円、その他有価証券評価差額金が1億6千9百万円減少したことなどにより、前連結会計年度末に比べ2億2千8百万円減少し、248億7百万円となった。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

(株式会社の支配に関する基本方針)

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えている。

昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や同意のプロセスを経ることなく、突如として大規模な株式等の買付を強行するといった事例が見受けられる。

もとより、当社はこのような大規模な株式等の買付であっても株主の皆様や取引先、顧客、地域社会、使用人などのステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではない。また、当社株式等に対する大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」という。）が行われた場合、買付提案に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様自らの判断に委ねられるべきものであると考える。しかし、こういった大規模買付行為の中には、会社や株主の皆様提案内容を検討するための十分な情報や時間を与えないもの、株主の皆様株式等の売却を事実上強要する恐れがあるもの、買付提案の内容が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなもの、会社本来の企業価値からみて買付条件が不十分・不適切なものなども出てくる恐れがあると考えている。

当社は、このような濫用的な大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えている。

基本方針実現のための取組み

(ア) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- () 当社は1947年の設立以来半世紀を超えて、日進月歩で技術革新が進む情報通信分野において、安全・高品質を第一義とし、最先端の技術力を駆使して情報通信設備の基盤整備、また、快適な生活空間を創る設備工事、企業活動をサポートするネットワークソリューション事業、更には、太陽光発電や水処理システム、ごみ燃料化施設など、地球環境を守る事業にも力を注いでいる。IT時代の「総合エンジニアリング企業」として、常に新しい時代の変化に即応し、お客様のご要望と信頼に応え得る技術と知識・営業力で地域社会に密着した活動を展開し、真にお客様のお役に立てる企業となるように努めている。

今後も、ブロードバンド化・光IP化の急速な普及・拡大等情報通信市場における大きな転換期に対応すべく、会社運営の効率化・技術力の向上・社員の育成等によりお客様ニーズの一層の満足を追求していく。更に、企業の社会的責任（CSR）を強く意識し、株主の皆様を始めとしたステークホルダーの皆様利益の向上を、実現して行きたいと考えている。

- () コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みとして

- (a) 平成14年6月に、意思決定の迅速化を図ることを目的として取締役定数を18名から12名に減員し、併せて、取締役会の監督機能の強化及び意思決定と業務執行の役割分担を明確にするため執行役員制度を導入している。

(b)平成17年6月には、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を目的として、独立性のある社外監査役2名を選任し、業務執行に対する監督機能の強化を行っている。

(c)また、平成22年3月には、各証券取引所の上場規則等を踏まえ、社外監査役の中から、独立役員を選任している。

(イ)基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社取締役会の事前の同意を得ない特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為への対応方針として、新株予約権を利用した事前警告型買収防衛策を平成19年6月22日開催の第62期定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「旧対応方針」という。）を導入した。

旧対応方針は、有効期間を平成22年開催の当社定時株主総会（以下、「第65期定時株主総会」という。）終結のときまでとし、更に、有効期間内であっても株主の皆様のご承認を条件に、導入後における関連法令の改正等を踏まえ、廃止を含め対応方針の見直しができるとしていたため、導入後においても、金融商品取引法及び関連する政令・内閣府令等の改正、昨今の買収防衛策に関する論議等の状況を踏まえ、継続の是非を含めそのあり方について引き続き検討してきた。

その結果、旧対応方針に金融商品取引法及び株券の電子化に伴う修正等を加え、平成22年6月25日開催の第65期定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」という。）として継続することを決定した。

本対応方針の概要は、次のとおりとしている。

()大規模買付ルールを設定

大規模買付ルールとは、「事前に大規模な株式等の買付者（以下、「大規模買付者」という。）から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきである」というものである。

具体的には、

(a)大規模買付者は大規模買付ルールに従う旨の遵守表明書を提出

(b)併せて、当社が定めた大規模買付者から当初提出していただくべき情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提出

(c)大規模買付者から提出された大規模買付情報の当社取締役会での評価・検討

(d)大規模買付ルールを遵守しなかった場合、また、遵守した場合でも、株主共同の利益を損なうと判断した場合は、対抗措置を発動することができる。

旨を定めたものである。

() 対抗措置の発動

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社取締役会から独立した独立委員会を設置し、発動にあたっては独立委員会へ諮問し、原則として、その勧告に従う旨を定めている。また、独立委員会は、上記勧告にあたっては当社費用で独立した第三者の助言を受けることができる旨を定めている。

() 有効期間

本対応方針は、平成25年開催予定の当社定時株主総会終結のときまで継続するものとするが、その終結時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止される旨を定めている。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.seibu-denki.co.jp/>）に掲載している。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(ア) 上記 (ア)に記載した「基本方針の実現に資する特別な取組み」は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた具体的な取組みであること、また、(イ)に記載した本対応方針も、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的としたものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものである。

(イ) 特に、本対応方針については、

- () 大規模買付ルールの適正な運用と当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役会から独立した独立委員会を設置するとしていること。
- () 当社取締役会が対抗措置を発動しようとする場合は、独立委員会に発動の是非を諮問し、原則としてその勧告に従うとしていること。
- () 独立委員会は、上記勧告を行うにあたっては、当社の費用で独立した第三者の助言をうけることができるとしていること。
- () 本対応方針の継続は、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件としていること、また、本対応方針の有効期間内であっても、当社株主総会で廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されること。

等、その内容において、公正性・客観性を担保する工夫をしている点について、株主共同の利益の確保に資するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は10百万円である。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 56,000,000 |
| 計 | 56,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成24年8月10日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|---|-----------------|
| 普通株式 | 23,138,400 | 23,138,400 | 東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 | 単元株式数 1,000株 |
| 計 | 23,138,400 | 23,138,400 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成24年4月1日～ 平成24年6月30日 | | 23,138,400 | | 1,600 | | 1,667 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 990,000 | | |
| | (相互保有株式) 普通株式 52,000 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 21,943,000 | 21,943 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 153,400 | | |
| 発行済株式総数 | 23,138,400 | | |
| 総株主の議決権 | | 21,943 | |

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が270株含まれている。

2 「単元未満株式」欄に含まれている自己株式及び相互保有株式は次のとおりである。

自己株式 543株
相互保有株式
九州電機工業(株) 330株

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------|-------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 西部電気工業株式会社 | 福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号 | 990,000 | | 990,000 | 4.3 |
| (相互保有株式) 九州電機工業株式会社 | 熊本市北区大窪二丁目8番22号 | 34,000 | | 34,000 | 0.1 |
| (相互保有株式) 株式会社仁和 | 熊本市北区山室三丁目5番25号 | 18,000 | | 18,000 | 0.1 |
| 計 | | 1,042,000 | | 1,042,000 | 4.5 |

2 【役員の状況】

該当事項はない。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成24年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日) |
|----------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 4,795 | 4,713 |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 2 12,231 | 2 7,616 |
| リース投資資産 | 3,639 | 3,493 |
| 有価証券 | 650 | 3,150 |
| 未成工事支出金 | 1,707 | 2,633 |
| 商品 | 298 | 449 |
| 材料貯蔵品 | 172 | 204 |
| 繰延税金資産 | 319 | 321 |
| その他 | 369 | 476 |
| 貸倒引当金 | 129 | 73 |
| 流動資産合計 | 24,055 | 22,984 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 8,812 | 8,818 |
| 機械、運搬具及び工具器具備品 | 8,698 | 8,705 |
| 土地 | 7,845 | 7,845 |
| 建設仮勘定 | 10 | 2 |
| 減価償却累計額 | 11,488 | 11,600 |
| 有形固定資産合計 | 13,878 | 13,771 |
| 無形固定資産 | 215 | 202 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3,721 | 3,455 |
| 繰延税金資産 | 789 | 872 |
| その他 | 497 | 482 |
| 貸倒引当金 | 148 | 148 |
| 投資その他の資産合計 | 4,859 | 4,662 |
| 固定資産合計 | 18,953 | 18,636 |
| 資産合計 | 43,008 | 41,620 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成24年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形・工事未払金等 | 5,770 | 5,079 |
| 短期借入金 | 2,630 | 2,638 |
| 未払法人税等 | 116 | 97 |
| 未成工事受入金 | 105 | 63 |
| 賞与引当金 | 598 | 297 |
| 役員賞与引当金 | 16 | 4 |
| 工事損失引当金 | 32 | 29 |
| その他 | 638 | 788 |
| 流動負債合計 | 9,909 | 8,997 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 3,180 | 2,933 |
| 繰延税金負債 | 515 | 515 |
| 退職給付引当金 | 3,313 | 3,361 |
| 役員退職慰労引当金 | 25 | 23 |
| その他 | 1,028 | 981 |
| 固定負債合計 | 8,063 | 7,815 |
| 負債合計 | 17,972 | 16,812 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,600 | 1,600 |
| 資本剰余金 | 1,959 | 1,959 |
| 利益剰余金 | 19,806 | 19,726 |
| 自己株式 | 491 | 491 |
| 株主資本合計 | 22,874 | 22,794 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 513 | 343 |
| その他の包括利益累計額合計 | 513 | 343 |
| 少数株主持分 | 1,648 | 1,669 |
| 純資産合計 | 25,036 | 24,807 |
| 負債純資産合計 | 43,008 | 41,620 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) |
|---|---|---|
| 完成工事高 | 9,757 | 11,239 |
| 完成工事原価 | 9,515 | 10,413 |
| 完成工事総利益 | 241 | 825 |
| 販売費及び一般管理費 | 556 | 595 |
| 営業利益又は営業損失() | 315 | 230 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 55 | 58 |
| その他 | 32 | 47 |
| 営業外収益合計 | 88 | 106 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1 | 1 |
| その他 | 0 | 0 |
| 営業外費用合計 | 2 | 2 |
| 経常利益又は経常損失() | 228 | 334 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | - | 0 |
| 特別利益合計 | - | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 |
| 投資有価証券評価損 | - | 8 |
| その他 | 0 | 0 |
| 特別損失合計 | 0 | 8 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失() | 229 | 325 |
| 法人税等 | 77 | 151 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失() | 151 | 174 |
| 少数株主利益 | 21 | 32 |
| 四半期純利益又は四半期純損失() | 172 | 141 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) |
|---|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失() | 151 | 174 |
| その他の包括利益 | | |
| 其他有価証券評価差額金 | 18 | 169 |
| その他の包括利益合計 | 18 | 169 |
| 四半期包括利益 | 170 | 4 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 191 | 27 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 21 | 32 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| | 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年6月30日) |
|---------|--|
| 税金費用の計算 | 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前当期四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用している。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入れに対して、再保証を行っている。

| | 前連結会計年度 (平成24年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日) |
|----------------|-------------------------|------------------------------|
| 熊本城観光交流サービス(株) | 82百万円 | 81百万円 |

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれている。

| | 前連結会計年度 (平成24年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日) |
|------|-------------------------|------------------------------|
| 受取手形 | 21百万円 | 27百万円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりである。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) |
|-------|---|---|
| 減価償却費 | 240百万円 | 225百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成23年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 221 | 10 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月27日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はない。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成24年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 221 | 10 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月25日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの完成工事高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注1) | 合計 | 調整額 (注2) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注3) |
|-------------------------|-------------|---------------|-------|-------------|-------|-------------|-------------------------------|
| | 情報通信 工事業 | ソリュー ション事業 | 計 | | | | |
| 完成工事高 | | | | | | | |
| 外部顧客への完成工事高 | 7,216 | 954 | 8,170 | 1,586 | 9,757 | | 9,757 |
| セグメント間の内部 完成工事高又は振替高 | 0 | 4 | 4 | 163 | 168 | 168 | |
| 計 | 7,216 | 959 | 8,175 | 1,750 | 9,925 | 168 | 9,757 |
| セグメント利益 | 429 | 125 | 304 | 35 | 339 | 654 | 315 |

(注) 1 その他には環境事業、土木事業、運輸事業及びリース事業等を含んでいる。

2 調整額は以下のとおりである。

セグメント利益の調整額 654百万円は、主に各報告セグメントに配分していない提出会社の本社費用である。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの完成工事高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注1) | 合計 | 調整額 (注2) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注3) |
|-------------------------|-------------|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------------------------------|
| | 情報通信 工事業 | ソリュー ション事業 | 計 | | | | |
| 完成工事高 | | | | | | | |
| 外部顧客への完成工事高 | 8,534 | 920 | 9,455 | 1,784 | 11,239 | | 11,239 |
| セグメント間の内部 完成工事高又は振替高 | 0 | 4 | 4 | 158 | 163 | 163 | |
| 計 | 8,534 | 925 | 9,459 | 1,943 | 11,402 | 163 | 11,239 |
| セグメント利益 | 905 | 54 | 850 | 29 | 880 | 649 | 230 |

(注) 1 その他には環境事業、土木事業、運輸事業及びリース事業等を含んでいる。

2 調整額は以下のとおりである。

セグメント利益の調整額 649百万円は、主に各報告セグメントに配分していない提出会社の本社費用である。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

| 項目 | 前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) |
|--|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() | 7円80銭 | 6円40銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (百万円) | 172 | 141 |
| 普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (百万円) | 172 | 141 |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株) | 22,151 | 22,148 |

- (注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載していない。
- 2 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2【その他】

該当事項はない。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月 9日

西部電気工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾政治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧秀樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている西部電気工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、西部電気工業株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。